

□有害物質取扱事業者の地下浸透防止の構造基準(条例 施行規則別表第7)

有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を基準に適合させる必要があります。

- 1 有害物質を取り扱う場所又は保管する場所(以下この表で「作業場等」という)の床は、コンクリート造り等であって、その表面は耐性のある材質で被覆が施されている構造であること。
- 2 作業場等の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます(第6号で「防液堤等」という。)を設けた構造であること。
- 3 薬品槽等は、床面から離して設置する等、漏えいを確認できる構造であること。
- 4 薬品槽等からの送液は配管により行い、送液過程での漏えいを確認できる構造であること。
- 5 薬品槽の液面、バルブ類については、作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに漏えい箇所の補修を行うこと。
- 6 作業場等の床面、防液堤等については、定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。

□有害物質に係る基準(条例別表第7関係)

項目	地下に浸透される汚水(単位 1リットルにつきミリグラム)
(1) カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.001
(2) シアン化合物	シアンとして0.1
(3) 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.1
(4) 鉛及びその化合物	鉛として0.005
(5) 六価クロム化合物	六価クロムとして0.04
(6) 砒素及びその化合物	砒素として0.005
(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.0005
(8) アルキル水銀化合物	アルキル水銀として0.0005
(9) ポリ塩化ビフェニル	0.0005
(10) トリクロロエチレン	0.002
(11) テトラクロロエチレン	0.0005
(12) ジクロロメタン	0.002
(13) 四塩化炭素	0.0002
(14) 1,2-ジクロロエタン	0.0004
(15) 1,1-ジクロロエチレン	0.002
(16) 1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン又はトランス-1,2-ジクロロエチレンとして0.004
(17) 1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
(18) 1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
(19) 1,3-ジクロロプロペン	0.0002
(20) チウラム	0.0006
(21) シマジン	0.0003
(22) チオベンカルブ	0.002
(23) ベンゼン	0.001
(24) セレン及びその化合物	セレンとして0.002
(25) ほう素及びその化合物	ほう素として0.2
(26) ふっ素及びその化合物	ふっ素として0.2
(27) 塩化ビニルモノマー	0.0002
(28) 1,4-ジオキサン	0.005